

新（改正後）	旧（改正前）
別添 1 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 第1 (略) 第2 承認の手続き 1 申請手続の原則 補助事業者等が財産処分を行う場合には、厚生労働大臣（適正化法第26条により事務委任されている場合は地方厚生（支）局長。以下「厚生労働大臣等」という。）に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。間接補助事業者等が財産処分を行う場合には、当該間接補助事業に係る補助事業者等に対し財産処分の承認申請を行い、申請を受けた補助事業者等は、厚生労働大臣等に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。 <u>なお、厚生労働大臣等の承認を受けて財産処分を完了したときは、完了から1ヶ月以内に、別紙様式3により厚生労働大臣等に財産処分が完了した旨の報告を行う。</u> (以下、略) 2 申請手続の特例（包括承認事項） 次に掲げる財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって別紙様式2により厚生労働大臣等への報告があったものについては、1にかかわらず、厚生労働大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。 <u>なお、第2の1の別紙様式3の提出は要しない。</u> (1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。） ① (略) ② 経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、<u>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づく合併市町村基本計画に基づいて行われるもの</u> (2) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。） (注1) 地域再生法に基づくみなし承認の場合 <u>地域再生法（平成17年法律第24号）の財産の処分の制限に係る承認の手続の特例規定により厚生労働大臣等の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しない。</u> (以下、略) 第3 国庫納付に関する承認の基準 1 (略) 2 地方公共団体以外の者が行う財産処分 (1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合	別添 1 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 第1 (略) 第2 承認の手続き 1 申請手続の原則 補助事業者等が財産処分を行う場合には、厚生労働大臣（適正化法第26条により事務委任されている場合は地方厚生（支）局長。以下「厚生労働大臣等」という。）に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。間接補助事業者等が財産処分を行う場合には、当該間接補助事業に係る補助事業者等に対し財産処分の承認申請を行い、申請を受けた補助事業者等は、厚生労働大臣等に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。 (新規) (以下、略) 2 申請手続の特例（包括承認事項） 次に掲げる財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって別紙様式2により厚生労働大臣等への報告があったものについては、1にかかわらず、厚生労働大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。 (新規) (1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。） ① (略) ② 経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、<u>市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づく合併市町村基本計画に基づいて行われるもの</u> (2) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。） (注1) 地域再生法に基づくみなし承認の場合 <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第22条の規定により厚生労働大臣等の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しない。</u> (以下、略) 第3 国庫納付に関する承認の基準 1 (略) 2 地方公共団体以外の者が行う財産処分 (1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。(②及び③については、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。)

①～② (略)

③ 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、上記②アからエまでに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、厚生労働大臣等が適当であると個別に認めるもの(市町村建設計画又は合併市町村基本計画に基づくものを含む。)

(以下、略)

第4 財産処分納付金の額

1 有償譲渡又は有償貸付

(1) 地方公共団体の場合

① 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア 財産処分納付金額

地方公共団体が行う次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額(貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額。以下同じ。)に、総事業費(補助基準額を超える設置者負担分を含む。以下同じ。)に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

(7) (略)

(4) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの地方公共団体の判断の下に行う経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると厚生労働大臣等が個別に認める場合(市町村建設計画又は合併市町村基本計画に基づくものを含む。)

(ウ) (略)

イ (略)

② (略)

(2) 地方公共団体以外の者の場合

① 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア 財産処分納付金額

地方公共団体以外の者が行う次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額(評価額(不動産鑑定額又は残存簿価(減価償却後の額)をいう。以下同じ。)に比して著しく低価である場合には、評価額。)に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

(7) (略)

(4) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足している場合に行う経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、別表に掲げる事業を行うもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると厚生労働大臣等が個別に認める場合(市町村建設計画又は合併市町村基本計画に基づくものを含む。)

(以下、略)

第5 東日本大震災復興特別会計補助金等に係る財産処分への準用

この承認基準は、厚生労働省所管東日本大震災復興特別会計補助金等に係る財産処

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。(②及び③については、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。)

①～② (略)

③ 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、上記②アからエまでに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、厚生労働大臣等が適当であると個別に認めるもの(合併市町村基本計画に基づくものを含む。)

(以下、略)

第4 財産処分納付金の額

1 有償譲渡又は有償貸付

(1) 地方公共団体の場合

① 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア 財産処分納付金額

地方公共団体が行う次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額(貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額。以下同じ。)に、総事業費(補助基準額を超える設置者負担分を含む。以下同じ。)に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

(7) (略)

(4) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの地方公共団体の判断の下に行う経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると厚生労働大臣等が個別に認める場合(合併市町村基本計画に基づくものを含む。)

(ウ) (略)

イ (略)

② (略)

(2) 地方公共団体以外の者の場合

① 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア 財産処分納付金額

地方公共団体以外の者が行う次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額(評価額(不動産鑑定額又は残存簿価(減価償却後の額)をいう。以下同じ。)に比して著しく低価である場合には、評価額。)に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

(7) (略)

(4) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足している場合に行う経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、別表に掲げる事業を行うもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると厚生労働大臣等が個別に認める場合(合併市町村基本計画に基づくものを含む。)

(以下、略)

(新規)

分に準用する。

別表（地方公共団体以外の者について国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業）（第3の2(1)関係）

国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業 (各事業には施設を含む。)	備考 (担当部局)
・医療法（昭和23年法律第205号）に規定する事業（病院、診療所、医療安全支援センター等）	医政局
・保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条から第22条に規定する文部科学大臣が指定する学校又は厚生労働大臣が指定する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは都道府県知事が指定する准看護師養成所	医政局
・地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する事業（保健所及び市町村保健センター等）	健康局
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する事業（特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関）	健康局
・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に規定する事業	健康局
・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号） <u>第28条に規定する事業（障害者就業・生活支援センター）</u>	職業安定局
・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第42条（第45条において準用するものを含む。）及び第47条に規定する事業（シルバー人材センター、シルバー人材センター連合及び全国シルバー人材センター事業協会）	職業安定局
・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第13条に規定する事業（同法第31条の規定により設立された職業訓練法人である中小事業事業主団体又はその連合団体が認定職業訓練を行う施設に限る。）	職業能力開発局
・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の3及び第15条の6に規定する事業（職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校等）	職業能力開発局

別表（地方公共団体以外の者について国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業）（第3の2(1)関係）

国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業 (各事業には施設を含む。)	備考 (担当部局)
・医療法（昭和23年法律第205号）に規定する事業（病院、診療所、医療安全支援センター等）	医政局
・保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条から第22条に規定する文部科学大臣が指定する学校又は厚生労働大臣が指定する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは都道府県知事が指定する准看護師養成所	医政局
・地域保健法（昭和24年法律第168号）に規定する事業（保健所及び市町村保健センター等）	健康局
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する事業（特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関）	健康局
・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に規定する事業	健康局
・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号） <u>第28条及び第34条に規定する事業（障害者雇用支援センター及び障害者・就業生活支援センター）</u>	職業安定局
・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第42条（第45条において準用するものを含む。）及び第47条に規定する事業（シルバー人材センター、シルバー人材センター連合及び全国シルバー人材センター事業協会）	職業安定局
・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第13条に規定する事業（同法第31条の規定により設立された職業訓練法人である中小事業事業主団体又はその連合団体が認定職業訓練を行う施設に限る。）	職業能力開発局
・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の3及び第15条の6に規定する事業（職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校等）	職業能力開発局

・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事業（児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童福祉施設等）	雇用均等・児童家庭局	・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事業（児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童福祉施設等）	雇用均等・児童家庭局
・売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する事業（婦人保護施設）	雇用均等・児童家庭局	・売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する事業（婦人保護施設）	雇用均等・児童家庭局
・母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する事業（母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業及び母子福祉施設）	雇用均等・児童家庭局	・母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する事業（母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業及び母子福祉施設）	雇用均等・児童家庭局
・生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する事業（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設等）	社会・援護局	・生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する事業（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設等）	社会・援護局
・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業（授産施設を営営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業）	社会・援護局	・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業（授産施設を営営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業）	社会・援護局
・社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業（生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業、隣保事業等）	社会・援護局	・社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業（生計困難者のために、無料又は定額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業、隣保事業等）	社会・援護局
・社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業及び収益事業（事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業、社会福祉士等の養成施設の経営、社会福祉事業従事者への研修を行う事業等）	社会・援護局	・社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業及び収益事業（事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業、社会福祉士等の養成施設の経営、社会福祉事業従事者への研修を行う事業等）	社会・援護局
・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する事業（身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者社会参加支援施設）	障害保健福祉部	・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する事業（身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者社会参加支援施設）	障害保健福祉部
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する事業（障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設、相談支援を行う事業所、移動支援を行う事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム等）	障害保健福祉部	・障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する事業（障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設、相談支援を行う事業所、移動支援を行う事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム等）	障害保健福祉部
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する事業（精神科病院、精神保健福祉センター等）	障害保健福祉部	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する事業（精神科病院、精神保健福祉センター等）	障害保健福祉部
・精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に規定する事業	障害保健福祉部	・精神保健福祉士法（平成9年法律第130号）に規定する事業	障害保健福祉部

別紙様式 3

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣
〇〇厚生（支）局長

殿

補助事業者名 印

〇〇〇（**施設）に係る財産処分完了報告について

平成 年 月 日 発第 号により承認された標記の財産処分につきましては、別添のとおり完了しましたので、報告します。

（新規）